

関東学院大学専門職大学院法務研究科廃止届出書

関法発第 2018-283 号
平成 31 年 3 月 31 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 関 東 学 院
理事長 増 田 日 出 雄

このたび、関東学院大学専門職大学院法務研究科を廃止することについて、学校教育法第 4 条第 2 項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

関東学院大学専門職大学院法務研究科の廃止の事由及び時期 並びに学生の処置方法を記載した書類

1. 廃止する大学等の概要

(1) 廃止する専門職大学院名、研究科・専攻名、入学定員及び収容定員

関東学院大学専門職大学院

法務研究科実務法学専攻（専門職学位課程）	入学定員	収容定員
	23人	69人

(2) 当該専門職大学院の所在地

神奈川県横浜市金沢区六浦東一丁目50番1号

(3) 学生募集の停止の時期

平成27年4月1日

2. 廃止の事由

文部科学省中央教育審議会大学分會法科大学院特別委員会による「法科大学院の質の向上のための改善方策について（報告）」において、定員の見直しがうたわれ、同特別委員会による本学に対するフォローアップによるヒアリング、実地調査において、「志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが困難」「修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続」などの状況の指摘があり、今後の法科大学院教育の質の向上を図るため、入学定員の見直しが求められた。平成20年度に60名から30名、平成24年度に30名から25名、平成26年度に25名から23名へと入学定員を変更したが、状況の改善が難しく、関東学院大学専門職大学院法務研究科実務法学専攻（専門職学位課程）教授会において審議した結果、平成27年4月から、学生募集を停止することとなった。

平成27年4月から、同専門職大学院法務研究科実務法学専攻（専門職学位課程）は、学生募集を停止し、在学生在がいなくなることをもって廃止することとしていたが、平成30年度末に在学生在がいなくなることが確定したので当初の計画通り同専門職大学院法務研究科実務法学専攻（専門職学位課程）を廃止することとした。

	志願者数	入学者数
平成23年度入学者選抜実施状況	32名	14名
平成24年度入学者選抜実施状況	23名	4名
平成25年度入学者選抜実施状況	35名	6名
平成26年度入学者選抜実施状況	32名	8名

3. 学生の処遇

平成30年4月1日現在、関東学院大学専門職大学院法務研究科実務法学専攻（専門職学位課程）には、2名の学生が在籍していたが、平成31年3月31日付をもって全員修了し、在學生はいない。

関東学院大学専門職大学院法務研究科実務法学専攻（専門職学位課程）

在學生19名（平成27年4月1日現在）のうち

平成26年度退学 2名

平成27年度修了 5名

退学 3名

平成28年度修了 3名

退学 0名

平成29年度修了 4名

退学 0名

平成30年度修了 2名

退学 0名

4. 教職員の処置

- ・教員は、関東学院大学専門職大学院法務研究科14名（平成26年度末在籍）のうち
関東学院大学法学部に7名配置換え
7名退職

- ・職員は、関東学院大学法科大学院庶務課5名（平成26年度末在籍）のうち
関東学院大学学部庶務課（法学部）に3名配置換え
関東学院大学教務課に1名配置換え
関東学院大学入試課に1名配置換え

5. 施設設備の処置

関東学院大学専門職大学院法務研究科の施設、設備は、既設の研究科及び学部に移管

6. 学籍関係書類の保存方法

成績関係書類については、関東学院大学教務課において管理
学籍関係書類については、関東学院大学学生生活課において管理

7. 廃止の時期

平成31年3月31日